

保存活用計画策定の目次案

第1章 計画の概要

1.1 計画の作成

- 1.1.1 計画の目的 1.1.2 案内図 1.1.3 計画区域

1.2 文化財の概要

- 1.2.1 名称及び員数 1.2.2 指定年月日 1.2.3 所在地
1.2.4 文化財の構造及び形式 1.2.5 指定説明
1.2.6 所有者の氏名及び住所

1.3 文化財保護の経緯

- 1.3.1 文化財指定へ至る経緯 1.3.2 保存修理事業の履歴
1.3.3 活用事業の履歴

→標準的な内容とするが、文化財の現況について第2章に別に設ける。

第2章 三河家住宅の概説

2.1 三河家住宅小史

- 2.1.1 概略 2.1.2 変遷 2.1.3 現況

2.2 建造物について

- 2.2.1 概略 2.2.2 特徴 2.2.3 変遷 2.2.4 現況

2.3 庭その他の構成要素

- 2.3.1 概略 2.3.2 特徴 2.3.3 変遷 2.3.4 現況

(2.4 家具について)

→標準的な内容では第1章に含むが、別章にして記述する。とくに史的な変遷・建造物の特徴に留意する。

第3章 保存管理計画

3.1 基本方針

- 3.1.1 基本方針 <整備年代の設定>
(3.1.2 保存管理計画の区分)

3.2 構成要素

- 3.2.1 三河家住宅の構成要素 3.2.2 三河家住宅の周辺要素

3.3 部分・部位の設定と保護の方針

- 3.3.1 設定の考え方 3.3.2 設定毎の保護の方針
附 部分・部位設定表 附 写真資料

3.4 管理計画

- 3.4.1 基本的な考え方 3.4.2 管理体制一覧
附 管理作業一覧

3.5 修理計画

- 3.5.1 基本的な考え方 3.5.2 破損状況概要
3.5.3 修理方針 附 破損状況説明図

→標準的な内容とする。建造物について現況を把握し、価値の所在を明らかにし、基本方針・保護の方針を定める。

第4章 環境保全計画

4.1 基本方針

- 4.1.1 基本方針 (4.1.2 現状と課題)

4.2 区域区分と保全方針

- 4.2.1 区分の考え方 4.2.2 区分毎の保全方針
附 区域区分設定図 附 写真資料

→標準的な内容とする。周辺の景観については、関連する市の条例等を明記する。

第5章 防災計画

→標準的な内容とする。防火・防犯への対策と計画を示す。

第6章 活用計画

→標準的な内容とする。公開・活用の基本的な方針、及び計画の概要を示す。

第7章 保護に係る諸手続き

- 7.1 文化庁長官への届出を必要とする場合
7.2 文化庁長官の許可を必要とする場合
7.3 文化庁長官の許可を必要としない場合
7.4 県教育委員会の許可を要するとき
7.5 その他の手続き

→標準的な内容とする。実際の行為の実施に関し文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出・許可等の手続きを記す。